恵庭市告示第104号

道路の区域決定（変更）に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路区域を次のとおり決定（変更）する。

その関係図書は、恵庭市建設部管理課に備え置いて、令和８年１０月２９日まで一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１６日

恵庭市長　　原　田　裕

区　域　決　定　（　変　更　）　路　線

路線番号	路　線　名	変更区分	敷地幅員	実　延　長	総　延　長
４６５	柏木中央26番線	前	９．００m	７１．０m	７８．０m
		後	１０．００m	７１．０m	７８．０m

道路の区域決定（変更）に関する関係図書縦覧場所

縦覧期間　令和８年10月16日から
令和８年10月29日まで

対象路線　柏木中央２６番線

道路区域変更図（柏木中央26番線）

